

議 第 46 号

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の27」を「100分の23」に改める。

第6条第1項中「前4条」を「第2条から前条まで」に改める。

第7条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

本市職員の退職手当の改定に準じ、企業管理者の退職手当を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。